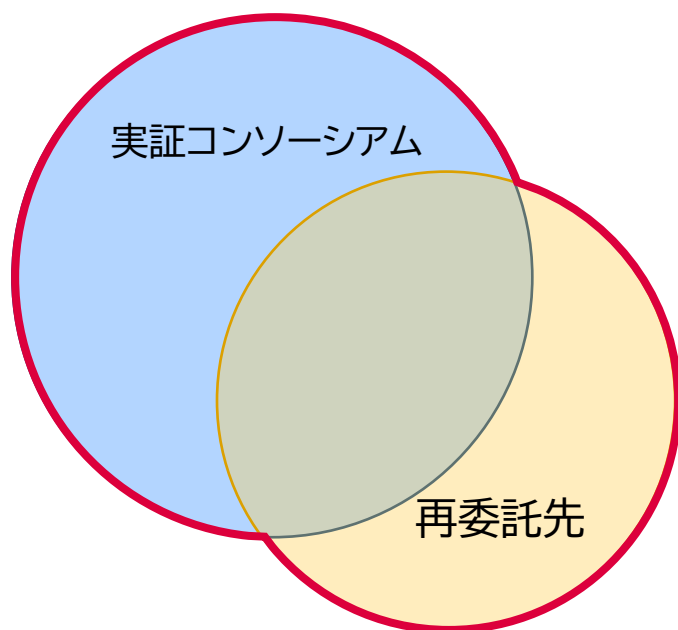


追加資料に関する補足事項(1/2)

【追加資料の対象となる団体・事業者について】

実証コンソーシアムに含まれる団体・事業者は全て本追加資料の対象です。加えて、実証コンソーシアムに含まれない再委託先についても、本追加資料の対象となります。

赤枠内:追加資料の対象



再委託の定義^{※1}

- 再委託先には、**代表機関以下の再委託の商流全て**を含みます。
(再委託のみならず、再々委託及びそれ以降の委託全てを指します。)ただし、以下等に該当する場合は省略することができます。ただし、情報処理に係る業務や総務省の要保護情報等重要な情報を処理する業務については、以下の規定にかかわらず再委託の扱いとなります。
 - －再委託等の金額が50万円をこえない場合
 - －契約の主体部分でなく、再委託等することが合理的で軽微な委託^{※2}及びこれに準ずると認められる再委託等で契約金額の5分の1を超えない場合
- 役務を伴わない委託(物品購入やサービス利用等)は再委託の対象外です。

※2外注印刷等の類、事務機器等のレンタルの類、調査研究に必要な各種情報収集経費の類など

※1「令和3年度 課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」実証事業企画公募に係るご質問への回答
(https://www.mri.co.jp/news/public_offering/dia6ou000003btmy-att/R3local5g-answer.pdf) No.49及びNo.104参照

その他補足事項(2/2)

- 国立大学法人、学校法人、高等専門学校の場合
追加資料3および4の記載は不要です。1、2、5のみ記載してください。
- 自治体の場合
追加資料3および4の記載は不要です。1、2、5のみ記載してください。